

**令和3年度第1回 さいたま市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会 議事要旨**

【開催要領】

1. 開催日時：令和3年8月23日（月）～令和3年9月10日（金）

※書面による開催

2. 委員：別添、委員名簿のとおり（50音順・敬称略）

【配付資料】

- さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿
- 資料1 地域福祉専門分科会について
- 資料2 さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）第2次検証について
- 資料3 さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）進行管理一覧表
（第2次検証）
- 資料4 さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）進行管理調書
（H28～R2）
- 資料5 提言（令和2年度第1回さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会
における）に係る所管課の実施状況について
- 資料6 さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）進行管理調書
（R3～R4）
- 資料7 回答書（進行管理調書等に係る委員からの事前質問に対する回答）
- 資料8 さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の策定について
- 資料9 令和3年度さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金の交付決定について
- その他 ケアラー・ヤングケアラー支援について
- 冊子 さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）

【内容】

1. 審議事項

- ・さいたま市第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の進行管理について
- ・さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）の策定について

2. 報告事項

- ・令和3年度さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金交付事業について

【要旨】

別添、意見とりまとめ一覧のとおり。

以上

さいたま市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会 委員名簿

項番	団体名	氏名
1	日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会	井 原 弘 美
2	特定非営利活動法人ケアハンズ	大 麻 み ゆ き
3	日本虐待防止研究・研修センター	梶 川 義 人
4	さいたま市障害者協議会	加 藤 シ ゲ ヨ
5	市民公募委員	栗 原 保
6	市民公募委員	鈴 木 英 善
7	さいたま市自治会連合会	田 中 孝 之
8	さいたま市歯科医師会	角 田 英 之
9	さいたま人権擁護委員協議会	古 舘 幸 子
10	さいたま市社会福祉協議会	山 崎 秀 雄

(50音順)

意見とりまとめ一覧

項番	委員 (五十音順・敬称略)	資料番号	該当箇所	所管課	意見等	区分	回答	再意見等	区分	回答(再意見等)	
1	梶川 義人	資料7	全般	福祉総務課	・委員の皆様からの事前質問が「第1章 市民が主体となった健康福祉のまちづくり」に集中し、おもに行政主体のサービスについて述べられた第2章から第4章に関して皆無です。これは、「行政主体」のものには納得している一方、「市民主体」のものにはまだ十分納得しておられないことと表れだと考えます。したがって、「市民主体」のものについても、納得いただけるようにできると、本当に素晴らしい計画になると思います。	意見	・地域福祉の推進には、地域住民や社会福祉を目的とする各種団体、行政が連携し進めていくことが大切だと考えております。引き続き「行政主体」はもとより、「市民主体」についても、適正な進行管理に努めてまいります。				
2		資料8	4ページ 5ページ 6ページ	福祉総務課	・国の動向をカバーした上で貴市の独自性も踏襲しており、妥当な策定方針だと思います。 ・無理のないスケジュールだと思います。 ・分かりやすく答えやすい意識調査だと思いますが、調査票の最初のページは、文字が多いので、段落ごとに枠で囲むなどして、視認性を向上すると、さらに伝わり易くなると思います。	意見	・調査票の最初のページについて、段落ごとに行間を空け、視認性の高いものとしたします。 (別添「意識調査票_表紙」のとおり)				
3		資料8	5ページ	福祉総務課	・前回同様地域団体(ボランティア、NPOを加えて)への説明を追加する。 ・市立高校に対する実態把握調査(訪問)ヤングケアラー等についての実態調査を加える。	意見	・本会議資料では、主要な会議等の予定のため記載がありませんが、前回同様地域団体への説明については実施してまいりたいと考えております。詳細は現在検討中です。 ・ヤングケアラーの実態調査は、教育委員会により市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に別途実施しているため、現状のままといたします。				
4		資料8	6ページ	福祉総務課	・調査の対象②の団体向け意識調査にNPO(市民協働推進課所管)、ボランティア団体(社協に登録されるボランティア連絡会の諸団体)も対象として調査を実施する。	意見	・本団体向け調査では、福祉関係団体の目から、地域の福祉課題や市の相談体制などについてご回答をいただくものとしております。NPOやボランティア団体は、活動状況が多岐にわたり、団体によってはこうした福祉の問題に対する回答が答えづらいところもあるため、現状のままといたします。				
5		資料8	意識調査票 全般 (市民向け、団体向け)	福祉総務課	・地区社協への相談・参加の頻度、関わったことがあるか、何回訪問したか など。	意見	・本市の地域福祉の推進体制は、行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の3層構造であることを鑑み、今後の周知や展開に向けて、市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の現状把握に関する質問項目を追加いたします。(別添「意識調査票_市民問18~22、団体問16~19」のとおり)				
6		資料8	意識調査票 団体向け	福祉総務課	・地区社協に団体として求めること。 育成・支援・情報の提供など、具体的な要望	意見					
7		栗原 保	資料8	意識調査票 団体向け	福祉総務課	・他団体・社協との協力体制・連絡に関するもの。 ①必要性の有無 ②実際に連携したことがあるのか など。	意見	・地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を図っていくうえで、地域全体の福祉ネットワークの構築は大切であることから、他団体、社会福祉協議会との交流・連携に関する質問項目を追加いたします。(別添「意識調査票_団体問8~10」のとおり)			
8			資料8	意識調査票 団体向け (問22)	福祉総務課	・選択肢1に小・中学生・「高校生」を追加する。 また、新規追加で①小中高生に対する体験の場の提供、②小中高生との連携会議など実施	意見	・市立高校における福祉教育の展開も考えられるため、選択肢に高校生も追加いたします。(別添「意識調査票_団体問22」のとおり) また、①小中高生に対する体験の場の提供、②小中高生との連携会議など実施は、選択肢1や6に包含される内容であると考えられるため、現状のままといたします。			
9		資料8	全般	福祉総務課				・アンケート調査だけでは、すぐえない意見や一歩を進めるアイデアを収集するためのインタビュー調査や意見聴取の会などの計画の盛り込みが必要であると改めて感じました。 今後の計画策定過程において深化させることが第3期の目玉であると思えます。11月からの会議までにそうしたことをまとめておくことを切望します。アンケート調査中の時期(アンケート調査がまとまる前)の10月に委員に意見を聞くことを実施してはどうか。	意見	・計画策定過程においては、アンケート調査をはじめ、地域団体への説明、パブリックコメント等を通じて、広く周知・意見聴取を図ってまいりたいと考えております。 また、様々な分野で地域福祉に精通している分科会委員の皆様からは、意見を聴取して計画を策定してまいります。なお、意見聴取は、策定作業の進捗に応じて適宜実施させていただきます。	
10		資料8	全般	福祉総務課				・梶川委員のおっしゃる「市民主体」について、山崎委員の児童・教育分野の深堀に賛同します。団体間においては、エリア(自治会・民生委員)とテーマ(ボランティア・NPO団体)には大きな隔たりが存在するし、教育分野の学校とエリア・テーマ団体でも同様です。学校への要望は多く、関わる人材の少なさが解決できないと前進できないと感じています。	意見	・「市民主体」、「児童・教育分野の深堀」については、分科会委員の追加を含めて、検討・推進してまいりたいと考えております。様々な分野の専門的な知見を取り入れた計画にしていきたいです。	
11	鈴木 英善	資料8	6ページ	福祉総務課	・対象…市民7,000人(前回と同じ)、中学生3,350人(今回は対象外)、地域福祉団体264団体(今回新規に追加)となっている理由は、 ・内容…内容の一部変更について(例)ケアラー等の内容を含む)コメントがあれば教えてください。	質問	・地域福祉は、地域住民や社会福祉を目的とする各種団体、行政が連携し、互いに助け合い、支え合い推進していくものです。そのため、地域福祉に関する意識調査は、市民及び地域福祉団体(現に地域福祉に関する活動に従事しており、実態の把握に効果的)を対象としております。また、中学生については、範囲が限定的となること、ヤングケアラーの実態調査は別途実施していることから対象外としております。 ・本意識調査は、前回調査時との経年比較をする項目と、近年の地域福祉に関する動向を踏まえ新たに把握する必要がある項目(包括的な相談体制、生活困窮者自立支援制度、ケアラー等)を調査項目となるよう一部変更をしております。			・地域福祉団体を対象としたのは、事務局からの提案となります。なお、庁内(関係部署)へは調査内容について意見聴取を実施しております。	
12		その他	第2期保健福祉総合計画(冊子)14ページ	福祉総務課	・総論/第2章「地域社会を取巻く環境の変化と課題」、この中の⑤生活保護の状況について、第3期計画において、その後の推移を記載していただきたい。 ※就労可能な者が多い、世帯類型「その他世帯」が全国比保護率が多い(H24年4月:市29.4%、全国17.1%)	意見	・ご意見については、今後の計画策定過程において検討させていただきます。				
13		その他	第2期保健福祉総合計画(冊子)50~54ページ	福祉総務課	・各論/第4章「人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり」、この中の(1)人にやさしい都市環境の創出~(4)自主的な地域安全・防災対策の促進について、第3期計画において入れていただきたい。	意見					
14	山崎 秀雄	その他	ケアラー・ヤングケアラー支援について	福祉総務課	・ケアラー・ヤングケアラー支援の施策の検討にあたっては、本分科会にヤングケアラー支援に関する分野として、児童・教育分野に専門的な知見を持つ委員を新たに追加してはどうか。	意見	・ケアラー・ヤングケアラー支援に係る施策や条例の骨子案等の策定に向けて、児童・教育分野に専門的な知見を持った委員の追加を検討させていただきます。				

さいたま市の地域福祉に関する意識調査

□■□福祉のまちづくりにあなたの声を！！□■□

【調査ご協力をお願い】

○市民の皆さまには、日ごろから市政にご理解とご協力をいただき、心から深く感謝申し上げます。

○現在、本市では新しい「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」の策定に向けて、取り組みを始めたところです。この計画は、地域の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、市民や各種の機関・団体、企業と行政が連携し、地域住民が互いに助けあい、支えあう仕組みづくりを、ともに考え、進めていくものです。

○本調査は、この取り組みの一環として実施するものです。この意識調査を通じて「地域福祉」に対する市民の皆さまの考え方や意見を寄せていただき、「地域福祉計画」策定にあたっての貴重な資料とさせていただくとともに、今後の福祉施策の推進に役立てていきたいと思っております。

○なお、今回の調査は、本市在住の18歳以上の方の中から、無作為に7,000名を選ばせていただきました。調査票は無記名で、統計的に処理します。ご記入いただいた調査票を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることは一切ありません。

○大変お忙しい中、恐縮ですが調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

□■□ ご記入にあたっての注意事項 □■□

1. あて名の方ご本人がお答えください（ご家族と相談していただいても結構です）。また、本人が記入できない場合は、ご家族の方が本人のお考えを聞きながらご記入ください。
2. 回答は、あてはまる答えの番号を○で囲むか、回答欄に回答を記入してください。「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を（ ）のなかに記入してください。
3. 選択する答えの数は「1つだけ」「あてはまるものすべて」「2つまで」などの指示にしたがってください。
4. ご記入後は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、●月●日（●）までに、郵便ポストにご投函ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

さいたま市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課
電話：048-829-1254 FAX：048-829-1961

「52地区社会福祉協議会の地域一覧表」

番号	地区社会福祉協議会名	地域	区
1	指扇	西大宮1～4丁目、大字指扇、大字指扇領別所、大字宝来、大字峰岸、大字指扇領辻、大字中釘、大字高木、大字清河寺、大字内野本郷、大字西新井、大字平方領々家	西
2	馬宮	大字西遊馬、大字土屋、大字飯田新田、大字塚本、大字植田谷本村新田、大字ニツ宮、湯木町1・2丁目、塚本町1～3丁目、プラザ	
3	植水	大字島根、大字三条町、大字植田谷本、大字中野林、大字飯田、大字水判土、大字佐知川、大字昭和	
4	内野	三橋5・6丁目、宮前町	北
5	日進	日進町1～3丁目、櫛引町2丁目、大成町4丁目	
6	宮原	宮原町1～4丁目、吉野町1・2丁目、別所町、奈良町	
7	植竹	東大成町1・2丁目、植竹町1・2丁目、盆栽町	大宮
8	大砂土	土呂町、土呂町1・2丁目、今羽町、本郷町、見沼1～3丁目	
9	大宮南	北袋町1・2丁目、吉敷町1～4丁目、浅間町2丁目、天沼町2丁目、大原6・7丁目	
10	大宮中部	大門町1～3丁目、仲町1～3丁目、下町1～3丁目、東町1・2丁目、天沼町1丁目、浅間町1丁目、宮町1丁目	
11	大宮北	高鼻町1・3・4丁目、土手町1～3丁目、宮町2～5丁目	
12	大宮東	堀の内町1～3丁目、高鼻町2丁目、寿能町1・2丁目	
13	桜木	桜木町1～4丁目、錦町	
14	大成	大成町1～3丁目、櫛引町1丁目	
15	三橋	三橋1～4丁目、上小町	見沼
16	大砂土東	大和田町1・2丁目、堀崎町、島町、島町1・2丁目、東大宮1～7丁目、砂2丁目、大字砂	
17	片柳	大字片柳、片柳1・2丁目、片柳東、大字山、大字染谷、染谷1～3丁目、大字東新井、大字笹丸、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字中川、大字上山口新田、大字西山村新田、大字新右エ門新田、大字加田屋新田、大字西山新田、大字見山、加田屋1・2丁目	
18	七里	大字膝子、大字大谷、大字連沼、大字風渡野、大字東門前、大字東宮下、東宮下1～3丁目、大字新堤	中央
19	春岡	大字深作、深作1～5丁目、春野1～4丁目、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1～4丁目、大字小深作、卸町1・2丁目、春岡1～3丁目	
20	西与野	上峰1～4丁目、円阿弥1～7丁目、桜丘1・2丁目、八王子1～5丁目、本町東1～7丁目、本町西1～6丁目	
21	鈴谷	鈴谷1～9丁目	桜
22	大戸・中里	新中里1～5丁目、大戸1～6丁目	
23	下落合	大字下落合、下落合2～7丁目	
24	上落合	上落合1～9丁目、新都心	
25	大久保	大字上大久保、大字下大久保、大字大久保領家、大字神田、大字白嶽、大字在家、大字宿、大字五関、大字塚本	浦和
26	土合	西堀1～10丁目、新開1～4丁目、大字道場、道場1～5丁目、町谷1～4丁目、南元宿1・2丁目、中島1～4丁目、栄和1～6丁目、山久保1・2丁目、桜田1～3丁目	
27	田島	田島1～10丁目	
28	岸・神明	岸町1～7丁目、神明1丁目7～9・18～28、神明2丁目5～25	南
29	中央	高砂1～4丁目、仲町1～4丁目、常盤1～10丁目	
30	東部	東岸町、東高砂町、東仲町、前地1～3丁目、本太1～5丁目、元町1～3丁目	
31	北部第一	上木崎1～8丁目、皇山町、大原1～3丁目	
32	北浦和針ヶ谷	北浦和1～5丁目、針ヶ谷1～4丁目	
33	北部第二	領家1～7丁目、大原4・5丁目、木崎1～5丁目、大東1～3丁目、瀬ヶ崎1～5丁目、駒場1・2丁目、大字三崎	緑
34	西	関1・2丁目、鹿手袋1～7丁目、四谷1～3丁目	
35	西浦和	曲本1～5丁目、内谷1～7丁目、松本1～4丁目	
36	武蔵浦和	別所1～7丁目、白幡1～6丁目、沼影1～3丁目	
37	南部	神明1丁目1～6・10～17、神明2丁目1～4、辻1～8丁目、文蔵1～5丁目、根岸1～5丁目、南本町2丁目8・18・19	
38	大谷場	大谷場1・2丁目、南浦和1～4丁目、南本町1・2丁目1～7・9～17・20～25	
39	谷田	太田窪2・4・5丁目、大字太田窪、大字円正寺	
40	大谷口	大字大谷口、大字広ヶ谷戸	
41	原山	太田窪1・3丁目、原山1～4丁目	岩槻
42	三室	松木1～3丁目、大字三室、馬場1・2丁目、山崎1丁目、宮本1・2丁目、道祖土1～4丁目、大字三浦、大字見沼、芝原1～3丁目	
43	尾間木	東浦和1～9丁目、大字中尾、大字大間木、大字大牧、大字下山口新田、大字大谷口一部	
44	美園	大字大崎、大字南部領辻、大字中野田、大字上野田、大字高畑、大字代山、大字寺山、大字大門、東大門1～3丁目、大字北原、大字間宮、大字下野田、大字玄蕃新田、美園1～6丁目	岩槻
45	岩槻	本町1～6丁目、愛宕町、西町1～5丁目、日の出町、仲町1・2丁目、宮町1・2丁目、美幸町、城南1～5丁目一部、城町1・2丁目、並木1・2丁目、本丸1～4丁目、大字岩槻一部、府内1丁目・2・3丁目一部、加倉1丁目一部・2丁目、東町1・2丁目、西原、西原台1・2丁目、太田1～3丁目	
46	川邊	大字南平野一部、南平野1～5丁目、大字長宮、大字大野島、大字増長、大字大口、大字大谷、大字大戸、大字新方須賀、大字大森	
47	柏崎	大字柏崎、原町、大字加倉、加倉1丁目一部・3～5丁目、大字浮谷、大字谷下、大字真福寺、大字横根、城南1～3丁目一部	
48	和土	大字飯塚、大字黒谷、大字笹久保、大字笹久保新田、大字村国、大字南下新井、城南4・5丁目一部、府内2・3丁目一部・4丁目	
49	新和	大字末田、大字釣上、大字尾ヶ崎、大字高曾根、大字野孫、大字釣上新田、大字尾ヶ崎新田、美園東1～3丁目	
50	慈恩寺	大字慈恩寺、大字表慈恩寺一部、大字裏慈恩寺、大字小溝、大字徳力、大字南辻、大字鹿室、大字相野原、古ヶ場1・2丁目、大字古ヶ場、上野1・2丁目一部・3～6丁目、大字上野	
51	河合	大字馬込、大字掛、大字金重、大字平林寺、大字本宿、大字箕輪、大字岩槻一部	
52	東岩槻	東岩槻1～6丁目、上里1・2丁目、大字表慈恩寺一部、諏訪1～5丁目、上野1・2丁目一部、大字南平野一部	

◆はじめに、地域や近所との関わりについてお伺いします◆

問1 あなたにとって「身近な地域」とは、どういった範囲のことだと思いますか。
あなたの感じる「身近な地域」の範囲に近いものを選んでください。

【○は1つだけ】

1. となり近所	5. 中学校区	9. その他
2. 自治会の班・組	6. 地区社会福祉協議会※の区域	()
3. 自治会・町内会	7. 区(例:西区……、岩槻区)	
4. 小学校区	8. 市全体	

※「地区社会福祉協議会」

住民の主体的な福祉活動により各地域の特色を活かした事業を展開する、福祉コミュニティづくりのための基礎組織です。具体的な区域は、「調査ご協力のお願い」の裏面に記載した「52 地区社会福祉協議会の地域一覧表」をご覧ください。

問2 あなたは、近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。【○は1つだけ】

1. 非常に親しく付き合っている	3. あいさつをする程度の付き合い
2. 親しく付き合っている	4. 付き合いは、ほとんどない

問3 あなたは、自治会・町内会活動などの活動にどの程度参加していますか。

【○は1つだけ】

1. よく参加している	} (問4は飛ばして、問5にお進みください)
2. ある程度参加している	
3. あまり参加していない	
4. ほとんど、あるいはまったく参加していない	

問4 問3で「3」または「4」に○をつけた方にお伺いします。自治会・町内会活動などの活動に参加していない主な理由は何ですか。【○は2つまで】

1. 参加したいが、何を、いつ、どこでやっているのかわからないから
2. 参加したいが、病気や障害など身体的な理由で、参加しづらいから
3. 参加したいが、その場所に行く方法や交通手段がないから
4. 参加したいが、一人で参加するのは心細いから
5. 役員などになっていないから
6. 仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから
7. 行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから
8. 自分の趣味や余暇活動を優先したいから
9. 地域の付き合いがわずらわしいから
10. その他 ()

◆地域福祉に対する考えについてお伺いします◆

問5 あなたは、お住まいの地域に愛着をお持ちですか。【○は1つだけ】

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. とても愛着がある | 4. まったく愛着がない |
| 2. ある程度愛着がある | 5. わからない |
| 3. あまり愛着がない | |

問6 近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方（一人暮らしの高齢者、介護をしている家族、子育て中の家族等）への支援（日常生活上の手助け・お手伝い）について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。

【○は1つだけ】

- | |
|----------------------------------|
| 1. 近所に住む者として、積極的に支援したい |
| 2. 近所に住む者として、できる範囲で支援したい |
| 3. 支援をしたいが、何をすればいいのかわからない |
| 4. 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない |
| 5. 支援は市役所などがやる仕事なので、近所の者がしなくてもよい |
| 6. 余計なお世話になってしまうので、支援はしない |
| 7. その他（) |
| 8. わからない |

問7 隣近所に、介護や、子育て等で困っている方がいた場合、あなたはどのような手助けができますか。【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 見守りや安否確認の声かけ | 7. 短時間の子どもの預かり |
| 2. お年寄りの話し相手 | 8. 災害時の手助け |
| 3. 買い物の手伝い | 9. 悩み事の相談相手 |
| 4. 家事、育児の手伝い等 | 10. その他（) |
| 5. お弁当の配食 | 11. 特にない |
| 6. 通院などの外出の手伝い | |

◆ボランティア活動についてお伺いします◆

問8 あなたは、これまでにどのようなボランティア活動に参加したことがありますか。【〇はあてはまるものすべて】

1. 高齢者に関する活動（高齢者の見守り活動・趣味のクラブ活動等への協力・老人施設等訪問）
2. 障害のある人に関する活動（手話や音読・点字訳による支援や外出支援、施設訪問）
3. 子育てに関する活動（託児・子育て相談や子育てサークル支援）
4. 保健に関する活動（健康教室等の支援、献血ボランティアとしての活動）
5. 青少年に関する活動（悩み相談や交流、子ども会活動などの支援）
6. 環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動）
7. 福祉のまちづくりに関する活動（車椅子による点検活動、福祉マップづくり）
8. 差別の反対などすべての人々の人権が尊重されるまちづくりを進める活動
9. 国際交流に関する活動
10. 災害時の救援などに関する活動
11. 地域の行事のお手伝い
12. 有償のボランティア活動（高齢者や障害のある人への生活支援や子育て支援等）
13. その他（ ）
14. 特に参加したことはない

問9 あなたは、**現在**、ボランティア活動に参加していますか。【〇は1つだけ】

1. 参加している
2. 参加していないが、参加したい
3. 参加したいと思わない →（問10は飛ばして、問11にお進みください）

問10 問9で「1」または「2」に〇をつけた方にお伺いします。あなたは、**今後**、どのようなボランティア活動に参加したいですか。【〇はあてはまるものすべて】

1. 高齢者に関する活動（高齢者の見守り活動・趣味のクラブ活動等への協力・老人施設等訪問）
2. 障害のある人に関する活動（手話や音読・点字訳による支援や外出支援、施設訪問）
3. 子育てに関する活動（託児・子育て相談や子育てサークル支援）
4. 保健に関する活動（健康教室等の支援、献血ボランティアとしての活動）
5. 青少年に関する活動（悩み相談や交流、子ども会活動などの支援）
6. 環境美化に関する活動（自然愛護や美化活動、リサイクル運動）
7. 福祉のまちづくりに関する活動（車椅子による点検活動、福祉マップづくり）
8. 差別の反対などすべての人々の人権が尊重されるまちづくりを進める活動
9. 国際交流に関する活動
10. 災害時の救援などに関する活動
11. 地域の行事のお手伝い
12. 有償のボランティア活動（高齢者や障害のある人への生活支援や子育て支援等）
13. その他（ ）

問 11 どのような条件が整えばボランティア活動に参加してみたいと思いますか。

【〇は2つまで】

1. 自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい
2. 自分の仕事や特技を生かせることがあれば参加してみたい
3. 活動資金の補助、援助の充実がなされるのであれば参加してみたい
4. (平日夜間や休日の) ボランティア講座を受けてから参加してみたい
5. 友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加してみたい
6. 家族や職場の理解が得られれば参加してみたい
7. 自分の所属する学校や職場の活動であれば参加してみたい
8. ボランティアグループに入れるのであれば参加してみたい
9. 身近な団体や活動内容に関する情報があれば参加してみたい
10. 活動の参加によるメリット(進学や就職に有利、若干でも報酬がある等)があれば参加してみたい
11. その他 ()
12. どんな条件が整っても興味もなく、参加してみたいとは思わない

◆相談支援・福祉サービスに対する意識についてお伺いします◆

問 12 あなたは、日々の生活において、主にどのような悩みや不安を感じていますか。【〇は2つまで】

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 自分や家族の健康のこと | 8. 住宅のこと |
| 2. 自分や家族の老後のこと | 9. 地域の治安のこと |
| 3. 生きがいに関すること | 10. 災害時の備えに関すること |
| 4. 子育てに関すること | 11. 人権問題に関すること |
| 5. 介護に関すること | 12. その他 () |
| 6. 経済的な問題 | 13. 悩みや不安はない |
| 7. 隣近所との関係 | |

問 13 あなたは、家族や友人で解決できない悩みや不安について、誰に、もしくはどこに相談できますか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| 1. 近所の人 | 11. (公的な)福祉サービスの事業所や
その職員 |
| 2. 学校の先生 | 12. 医療機関(医師・看護師等)や薬局 |
| 3. 職場の上司や同僚 | 13. NPOやその他の民間団体 |
| 4. 市の相談窓口や職員 | 14. ボランティア |
| 5. 民生委員・児童委員 | 15. その他 () |
| 6. 人権擁護委員 | 16. どこに相談してよいかわからない |
| 7. 自治会などの役員 | 17. 相談できる人や場所がない |
| 8. 社会福祉協議会の窓口や職員 | |
| 9. 保健所の窓口や職員 | |
| 10. 地域包括支援センター・介護支援専門員(ケアマネジャー) | |

問 14 さいたま市では、区役所の相談窓口や社会福祉協議会、地域の民生委員・児童委員、地域包括支援センター等において福祉相談に対応しています。あなたは、現在の相談支援体制は十分だと思いますか。【〇は1つだけ】

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 十分だと思う | → (問 15 は飛ばして、問 16 にお進みください) |
| 2. 足りないと思う | |
| 3. わからない | → (問 15 は飛ばして、問 16 にお進みください) |

問 15 問 14 で「2」に〇をつけた方にお伺いします。どのようなことが足りないと思いますか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 気軽に相談できる場所がない | 4. 専門的に相談できる場所がない |
| 2. 近くに相談できる場所がない | 5. どこに相談したらよいかわからない |
| 3. 総合的に相談できる場所がない | 6. その他 () |

◆社会福祉協議会についてお伺いします◆

問 18 地域福祉を推進し、社会福祉への住民参加を促し意識の高揚を図るための諸活動を行う「社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会」があります。あなたはこの組織をご存知ですか。【○は1つだけ】

1. 名前も活動の内容もよく知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない
3. 名前も活動の内容もよく知らない

問 19 あなたは、「社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会」に、特にどのようなことを期待しますか。【○は3つまで】

1. 住民同士の助け合いの仕組みづくりとその充実
2. ボランティア活動やNPO活動など、市民活動への支援
3. 児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実
4. 福祉課題の把握とサービスの企画・実施
5. 福祉に関する相談の受付と情報提供
6. 高齢者や障害者が福祉サービスを利用する場合の支援
7. 成年後見に関する相談や法人後見、市民後見人の養成などの成年後見に関する事業
8. 介護保険サービスなどの公的な福祉サービスの充実
9. 既存の制度ではカバーできない課題に対する福祉サービスの充実
10. 子どもや子育てに対する支援
11. 福祉に関する情報発信
12. 福祉に関する学習や講習、後援会などの開催
13. 福祉団体や福祉関係機関への支援
14. 福祉人材の養成・研修の実施
15. 災害時の福祉支援活動
16. その他 ()
17. 特に期待することはない

問 20 住民の主体的な福祉活動により各地域の特色を活かした事業を展開し、福祉コミュニティづくりのための基礎組織として、「社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会」とは別に、市内に 52 の「地区社会福祉協議会」があります。あなたはこの組織をご存知ですか。【○は 1 つだけ】

1. 名前も活動の内容もよく知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない
3. 名前も活動の内容もよく知らない → (問 20 は飛ばして、問 21 にお進みください)

問 21 問 20 で「1」又は「2」に○をつけた方にお伺いします。あなたは、「地区社会福祉協議会」の活動に関わったことがありますか。【○は 1 つだけ】

1. 関わったことがある
2. 関わったことはない

問 22 あなたは、「地区社会福祉協議会」に、特にどのようなことを期待しますか。【○は 3 つまで】

1. 住民同士の助け合いの仕組みづくりとその充実
2. ボランティア活動や NPO 活動など、市民活動への支援
3. 児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実
4. 福祉課題の把握とサービスの企画・実施
5. 福祉に関する相談の受付と情報提供
6. 既存の制度ではカバーできない課題に対する福祉サービスの充実
7. 子どもや子育てに対する支援
8. 福祉に関する情報発信
9. 福祉に関する学習や講習、後援会などの開催
10. 福祉団体への支援や育成
11. その他 ()
12. 特に期待することはない

◆生活困窮者自立支援制度についてお伺いします◆

問 23 あなたは、「生活困窮者自立支援制度」(※)をご存知ですか。

【○は1つだけ】

1. 制度名も、内容も知っている
2. 制度名は聞いたことはあるが、内容までは知らない
3. 制度名も、内容も知らない

※「生活困窮者自立支援制度」

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図るための制度

問 24 あなたの現在の経済的な暮らし向きはいかがですか。【○は1つだけ】

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 大変ゆとりがある | 4. やや苦しい |
| 2. ややゆとりがある | 5. 大変苦しい |
| 3. 普通 | |

問 25 さいたま市では、生活困窮者自立支援機関として各区役所に「生活自立・仕事相談センター」を設置しています。あなたは、この相談窓口をご存知ですか。

【○は1つだけ】

1. 名前も、内容も知っている
2. 名前は聞いたことはあるが、内容までは知らない
3. 名前も、内容も知らない

◆ひきこもりについてお伺いします◆

問 26 あなたやあなたのご家族にひきこもり状態(※)の方はおられますか。

【○はあてはまるものすべて】

1. いる 10代まで → (問27へ)	4. いる 60代以上 → (問27へ)
2. いる 20代～30代 → (問27へ)	5. いない → (問28へ)
3. いる 40代～50代 → (問27へ)	

※「ひきこもり状態」

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流や買い物以外の外出がほとんどない状態が6ヶ月以上続いている方のことです。(重度の障害や重度の疾病で外出できない方を除く。)

問 27 問 26 で「1」から「4」に○をつけた方にお伺いします。問 26 で選択された方に対して、どのような支援を期待しますか。

【問 26 で選択された年代に対する支援について、○はあてはまるものすべて】

	当事者・家族の相談先	相談窓口・家族会等の情報提供	当事者の居場所づくり	就労支援	その他
① 10代まで	1	2	3	4	5
② 20代～30代	1	2	3	4	5
③ 40代～50代	1	2	3	4	5
④ 60代以上	1	2	3	4	5

希望される具体的な支援をお書きください。

◆ケアラーについてお伺いします◆

問 28 あなたは、「ケアラー」(※)という言葉を知っていますか。【○は1つだけ】

1. 言葉も内容も知っている
2. 言葉は知っていたが、内容までは知らない
3. 言葉も内容も知らない → (問 29 は飛ばして、問 30 にお進みください)

※「ケアラー」

高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。(出典：埼玉県ケアラー支援条例)

問 29 問 28 で「1」または「2」と答えた方に伺います。あなたは「ケアラー」という言葉をどこで知りましたか。【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1. 友人・知人・同僚・家族から | 5. SNS (Twitter・Facebook 等) |
| 2. 新聞・雑誌 | 6. 市の広報等 |
| 3. テレビ・ラジオ | 7. 講演会等 |
| 4. インターネット (ホームページ・ブログ) | 8. その他 () |

問 30 あなたは、「ヤングケアラー」(※)という言葉を知っていますか。

【○は1つだけ】

1. 言葉も内容も知っている
2. 言葉は知っていたが、内容までは知らない
3. 言葉も内容も知らない → (問 31 は飛ばして、問 32 にお進みください)

※「ヤングケアラー」

ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。(出典：埼玉県ケアラー支援条例)

問 31 問 30 で「1」または「2」と答えた方に伺います。あなたは「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 1. 友人・知人・同僚・家族から | 5. SNS (Twitter・Facebook 等) |
| 2. 新聞・雑誌 | 6. 市の広報等 |
| 3. テレビ・ラジオ | 7. 講演会等 |
| 4. インターネット (ホームページ・ブログ) | 8. その他 () |

◆成年後見制度についてお伺いします◆

問 32 あなたは、成年後見制度(※)をご存知ですか。【○は1つだけ】

1. 制度名も、内容も知っている
2. 制度名は聞いたことはあるが、内容までは知らない
3. 制度名も、内容も知らない

※「成年後見制度」

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度

問 33 あなたやあなたの親族が認知症などにより、物事を判断する能力が十分でなくなったときに、成年後見制度を利用したいと思いませんか。【○は1つだけ】

1. 積極的に利用したいと思う
 2. 利用したいと思うが、難しいと思う
 3. 利用したくない
 4. いまのところわからない
- （問 34 は飛ばして、問 35 にお進みください）

問 34 問 33 で「1」と答えた方に伺います。制度を利用したいと思う最も大きな要因はどれですか。【○は1つだけ】

1. 預貯金、年金各種支払いなど日常的な金銭管理
2. 介護保険サービス、障害福祉サービスなどの契約や申込み
3. 不動産、有価証券などの資産の管理
4. その他（)

問 35 問 33 で「1」または「2」と答えた方は、成年後見制度を利用するに当たり不安や心配なこと、問 33 で「3」または「4」と答えた方は、利用したくないまたはわからないと思う理由はどれですか。【○はあてはまるものすべて】

1. 制度についてよくわからない
2. 相談窓口がわからない
3. 支援者が制度について理解していない
4. 制度そのものに反対である
5. 利用開始手続きが複雑である
6. 申立費用や報酬等の負担がある
7. 後見人等に身上の保護（住居、医療、介護等に関する法律手続き）や金銭管理をゆだねることが不安
8. 他人に財産状況や生活状況を知られたくない
9. 親族からの支援が受けられるので、成年後見制度を利用する必要がない
10. 利用を始めるタイミングがわからない
11. 理由は特にないが、制度を利用するつもりはない
12. 後見人等を任せたいと思う人がいない
13. その他（)

◆最後に、あなたご自身のことについてお伺いします◆

問 38 あなたが思う性別はどちらですか。【○は1つだけ】

- | | | |
|-------|-------|-----------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. 答えたくない |
|-------|-------|-----------|

問 39 あなたの年齢はおいくつですか。（令和3年●月●日現在）

【○は1つだけ】

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 18歳・19歳 | 6. 60～64歳 |
| 2. 20歳代 | 7. 65～69歳 |
| 3. 30歳代 | 8. 70～74歳 |
| 4. 40歳代 | 9. 75～79歳 |
| 5. 50歳代 | 10. 80歳以上 |

問 40 現在、あなた自身、もしくはあなたが同居している家族の中に、次のような方はいますか？【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 乳児（1歳未満） | 5. 65歳以上の方 |
| 2. 乳児を除く小学校入学前の幼児 | 6. 介護を必要とする方 |
| 3. 小学生 | 7. 身体・知的・精神などの障害のある方 |
| 4. 中学生・高校生 | 8. いずれもない |

問 41 あなたは、現在どちらの「地区社会福祉協議会」（問1参照）の地域にお住まいですか。「調査ご協力をお願い」の裏面に記載している「52 地区社会福祉協議会の該当地域一覧表」をご覧になって、該当する地区社会福祉協議会の番号を下の口のなかにご記入ください。

お住まいの地域の地区社会福祉協議会の番号→

（例えば、お住まいの地域が西堀1丁目ですと、「地区社会福祉協議会名」の番号は、 です。）

問 42 現在のお住まいは、以下のどれに当てはまりますか。【○は1つだけ】

- | |
|--------------------------------|
| 1. 持ち家一戸建て住宅 |
| 2. 持ち家集合住宅 |
| 3. 市営・県営などの公営賃貸住宅 |
| 4. 民間の借家・賃貸アパート・賃貸マンション |
| 5. 社宅、官舎、寮 |
| 6. その他（ <input type="text"/> ） |

問 43 現在お住まいの住所に、何年住んでいますか。【○は1つだけ】

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1. 1年未満 | 4. 10～20年未満 | 7. 40～50年未満 |
| 2. 1～5年未満 | 5. 20～30年未満 | 8. 50年以上 |
| 3. 5～10年未満 | 6. 30～40年未満 | |

以上で質問は終わりです。お忙しいところ、たくさんの質問に答えていただきまして、本当にありがとうございました。

この回答用紙を返信用封筒に入れ、切手を貼らずに●月●日(●)までに、郵便ポストにご投函ください。

「さいたま市の地域福祉に関する意識調査」のご協力のお願い
(団体名)

〔調査ご協力のお願い〕

- 貴団体の皆さまには、日ごろから福祉行政にご理解とご協力をいただき、心から深く感謝申し上げます。
- 現在、本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みの一層の充実を図るため、「さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」の見直しを進めています。
- この計画は、地域での支えあいや助けあいといった、地域全体の福祉ネットワークの構築に向けて、地域住民、福祉団体、福祉施設関係者などが、それぞれの役割の中で、お互いが力をあわせる関係をつくり、地域で支える仕組みづくりを目指すものです。
- 計画策定にあたり、地域で活動をされている皆さまに、地域での活動を通じて、日ごろ感じている地域福祉に関する課題や他団体等との連携の状況等をお伺いし、推進に向けた方策を検討していきます。
- 大変お忙しい中、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【ご記入にあたっての注意事項】

1. 原則として、代表者または責任者の方がお答えください。
2. 回答は、あてはまる答えの番号を○で囲むか、回答欄に回答を記入してください。「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を（ ）のなかに記入してください。
3. 選択する答えの数は「1つだけ」「あてはまるものすべて」「2つまで」などの指示にしたがってください。
4. ご記入後は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、●月●●日（●）までに、郵便ポストにご投函ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

さいたま市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課
電話：048-829-1254 FAX：048-829-1961

「52地区社会福祉協議会の地域一覧表」

番号	地区社会福祉協議会名	地域	区
1	指扇	西大宮1～4丁目、大字指扇、大字指扇領所、大字宝来、大字峰岸、大字指扇領辻、大字中釘、大字高木、大字清河寺、大字内野本郷、大字西新井、大字平方領々家	西
2	馬宮	大字西遊馬、大字土屋、大字飯田新田、大字塚本、大字植田谷本村新田、大字二ツ宮、湯木町1・2丁目、塚本町1～3丁目、プラザ	
3	植水	大字島根、大字三条町、大字植田谷本、大字中野林、大字飯田、大字水判土、大字佐知川、大字昭和	
4	内野	三橋5・6丁目、宮前町	
5	日進	日進町1～3丁目、櫛引町2丁目、大成町4丁目	北
6	宮原	宮原町1～4丁目、吉野町1・2丁目、別所町、奈良町	
7	植竹	東大成町1・2丁目、植竹町1・2丁目、盆栽町	
8	大砂土	土呂町、土呂町1・2丁目、今羽町、本郷町、見沼1～3丁目	
9	大宮南	北袋町1・2丁目、吉敷町1～4丁目、浅間町2丁目、天沼町2丁目、大原6・7丁目	大宮
10	大宮中部	大門町1～3丁目、仲町1～3丁目、下町1～3丁目、東町1・2丁目、天沼町1丁目、浅間町1丁目、宮町1丁目	
11	大宮北	高鼻町1・3・4丁目、土手町1～3丁目、宮町2～5丁目	
12	大宮東	堀の内町1～3丁目、高鼻町2丁目、寿能町1・2丁目	
13	桜木	桜木町1～4丁目、錦町	
14	大成	大成町1～3丁目、櫛引町1丁目	
15	三橋	三橋1～4丁目、上小町	
16	大砂土東	大和田町1・2丁目、堀崎町、島町、島町1・2丁目、東大宮1～7丁目、砂2丁目、大字砂	見沼
17	片柳	大字片柳、片柳1・2丁目、片柳東、大字山、大字染谷、染谷1～3丁目、大字東新井、大字笹丸、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字中川、大字上山口新田、大字西山村新田、大字新右エ門新田、大字加田屋新田、大字西山新田、大字見山、加田屋1・2丁目	
18	七里	大字藤子、大字大谷、大字蓮沼、大字風渡野、大字東門前、大字東宮下、東宮下1～3丁目、大字新堤	
19	春岡	大字深作、深作1～5丁目、春野1～4丁目、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1～4丁目、大字小深作、卸町1・2丁目、春岡1～3丁目	
20	西与野	上峰1～4丁目、円阿弥1～7丁目、桜丘1・2丁目、八王子1～5丁目、本町東1～7丁目、本町西1～6丁目	中央
21	鈴谷	鈴谷1～9丁目	
22	大戸・中里	新中里1～5丁目、大戸1～6丁目	
23	下落合	大字下落合、下落合2～7丁目	
24	上落合	上落合1～9丁目、新都心	桜
25	大久保	大字上大久保、大字下大久保、大字大久保領家、大字神田、大字白楯、大字在家、大字宿、大字五関、大字塚本	
26	土合	西堀1～10丁目、新開1～4丁目、大字道場、道場1～5丁目、町谷1～4丁目、南元宿1・2丁目、中島1～4丁目、柴和1～6丁目、山久保1・2丁目、桜田1～3丁目	
27	田島	田島1～10丁目	
28	岸・神明	岸町1～7丁目、神明1丁目7～9・18～28、神明2丁目5～25	浦和
29	中央	高砂1～4丁目、仲町1～4丁目、常盤1～10丁目	
30	東部	東岸町、東高砂町、東仲町、前地1～3丁目、本太1～5丁目、元町1～3丁目	
31	北部第一	上木崎1～8丁目、皇山町、大原1～3丁目	
32	北浦和針ヶ谷	北浦和1～5丁目、針ヶ谷1～4丁目	
33	北部第二	領家1～7丁目、大原4・5丁目、木崎1～5丁目、大東1～3丁目、瀬ヶ崎1～5丁目、駒場1・2丁目、大字三崎	
34	西	関1・2丁目、鹿手袋1～7丁目、四谷1～3丁目	
35	西浦和	曲本1～5丁目、内谷1～7丁目、松本1～4丁目	南
36	武蔵浦和	別所1～7丁目、白幡1～6丁目、沼影1～3丁目	
37	南部	神明1丁目1～6・10～17、神明2丁目1～4、辻1～8丁目、文蔵1～5丁目、根岸1～5丁目、南本町2丁目8・18・19	
38	大谷場	大谷場1・2丁目、南浦和1～4丁目、南本町1・2丁目1～7・9～17・20～25	
39	谷田	太田窪2・4・5丁目、大字太田窪、大字円正寺	
40	大谷口	大字大谷口、大字広ヶ谷戸	
41	原山	太田窪1・3丁目、原山1～4丁目	
42	三室	松木1～3丁目、大字三室、馬場1・2丁目、山崎1丁目、宮本1・2丁目、道祖土1～4丁目、大字三浦、大字見沼、芝原1～3丁目	緑
43	尾間木	東浦和1～9丁目、大字中尾、大字大間木、大字大牧、大字下山口新田、大字大谷口一部	
44	美園	大字大崎、大字南部領辻、大字中野田、大字上野田、大字高畑、大字代山、大字寺山、大字大門、東大門1～3丁目、大字北原、大字間宮、大字下野田、大字玄蕃新田、美園1～6丁目	
45	岩槻	本町1～6丁目、愛宕町、西町1～5丁目、日の出町、仲町1・2丁目、宮町1・2丁目、美幸町、城南1～5丁目一部、城町1・2丁目、並木1・2丁目、本丸1～4丁目、大字岩槻一部、府内1丁目・2・3丁目一部、加倉1丁目一部・2丁目、東町1・2丁目、西原、西原台1・2丁目、太田1～3丁目	
46	川越	大字南平野一部、南平野1～5丁目、大字長宮、大字大野島、大字増長、大字大口、大字大谷、大字大戸、大字新方須賀、大字大森	岩槻
47	柏崎	大字柏崎、原町、大字加倉、加倉1丁目一部・3～5丁目、大字浮谷、大字谷下、大字真福寺、大字横根、城南1～3丁目一部	
48	和土	大字飯塚、大字黒谷、大字笹久保、大字笹久保新田、大字村国、大字南下新井、城南4・5丁目一部、府内2・3丁目一部・4丁目	
49	新和	大字末田、大字釣上、大字尾ヶ崎、大字高曾根、大字野孫、大字釣上新田、大字尾ヶ崎新田、美園東1～3丁目	
50	慈恩寺	大字慈恩寺、大字表慈恩寺一部、大字裏慈恩寺、大字小溝、大字徳力、大字南辻、大字鹿室、大字相野原、古ヶ場1・2丁目、大字古ヶ場、上野1・2丁目一部・3～6丁目、大字上野	
51	河合	大字馬込、大字掛、大字金重、大字平林寺、大字本宿、大字箕輪、大字岩槻一部	
52	東岩槻	東岩槻1～6丁目、上里1・2丁目、大字表慈恩寺一部、諏訪1～5丁目、上野1・2丁目一部、大字南平野一部	

1. 「身近な地域」についてお伺いします。

問1 貴団体にとって「身近な地域」とは、どういった範囲のことだと思いますか。あなたの感じる「身近な地域」の範囲に近いものを選んでください。【○は1つだけ】

- | | | |
|------------|------------------|--------|
| 1. となり近所 | 5. 中学校区 | 9. その他 |
| 2. 自治会の班・組 | 6. 地区社会福祉協議会※の区域 | () |
| 3. 自治会・町内会 | 7. 区(例:西区……、岩槻区) | |
| 4. 小学校区 | 8. 市全体 | |

※「地区社会福祉協議会」とは、住民の主体的な福祉活動により各地域の特色を活かした事業を展開する、福祉コミュニティづくりのための基礎組織です。具体的な区域は、「調査ご協力をお願い」の裏面に記載した「52 地区社会福祉協議会の地域一覧表」をご覧ください。

2. 日ごろの活動・業務についてお伺いします。

問2 貴団体は、どのような活動・業務を行っていますか。【○はあてはまるものすべて】

- | |
|------------------------|
| 1. 高齢者を対象とした福祉活動 |
| 2. 障害のある方を対象とした福祉活動 |
| 3. 子育て支援 |
| 4. 青少年育成・支援 |
| 5. 地域の清掃・美化 |
| 6. 防犯・地域の安全活動 |
| 7. 防災活動 |
| 8. さまざまな人々が交流できる居場所づくり |
| 9. 自助グループ、相互援助グループ |
| 10. 地域の医療 |
| 11. 事業者の経営改善支援と地域振興 |
| 12. その他 () |

問3 日ごろ活動・業務を行っているメンバー・職員は何人ですか。【○は1つだけ】

※令和3年●月●日現在の人数でお答えください。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 10人未満 | 4. 50~99人 |
| 2. 10~29人 | 5. 100~299人 |
| 3. 30~49人 | 6. 300人以上 |

問4 日ごろ活動・業務を行っているメンバー・職員の年齢層は何歳代が中心ですか。

「最も多い年代」と「次に多い年代」を次から選び、下の回答欄に数字を記入してください。【選択肢の番号を記入してください】

《選択肢》

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 1. 10歳代 | 4. 40歳代 | 7. 70歳代 |
| 2. 20歳代 | 5. 50歳代 | 8. 80歳代以上 |
| 3. 30歳代 | 6. 60歳代 | |

①最も多い年代

②次に多い年代

問5 貴団体は、活動・業務を始めてからどれくらいになりますか。通算の年数でお答えください。【○は1つだけ】

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 1年未満 | 5. 10年以上20年未満 |
| 2. 1年以上3年未満 | 6. 20年以上30年未満 |
| 3. 3年以上5年未満 | 7. 30年以上 |
| 4. 5年以上10年未満 | 8. わからない |

問6 貴団体が、活動・業務を行う上で困っていることは、次のどれですか。

【○はあてはまるものすべて】

1. 一緒に活動するメンバー・職員が少ない、不足している
2. メンバー・職員が高齢化している
3. 後継者が育たない
4. 活動・業務のための場所の確保が難しい
5. 活動・業務のための資金の確保が難しい
6. 行政との連携が取りにくい
7. 同じ分野・活動（業務）内容の個人・団体とのネットワークがない
8. 異なる分野・活動（業務）内容の個人・団体とのネットワークがない
9. 地域の情報が得にくい
10. 専門知識が不足している
11. 活動・業務内容の情報発信が十分できていない
12. その他（)
13. 特にない

問7 地域活動・業務を行う上で、行政にどのような支援を求めますか。【○は3つまで】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 活動・業務の担い手となる人材の育成 | 7. 地域情報の提供 |
| 2. 活動・業務の場所の確保に関する支援 | 8. 情報発信に関する支援 |
| 3. 活動費・事業費などの経済的な支援 | 9. 活動・業務について相談できる機会の充実 |
| 4. 団体や組織間の連携支援 | 10. 住民への地域福祉に関する意識の啓発 |
| 5. 先進的な活動・業務事例の紹介 | 11. その他 () |
| 6. 専門性を持った人材や団体の紹介 | 12. 特になし |

問8 貴団体は、日ごろ交流や連携を図っている他団体（行政を除く）がありますか。

【○は1つだけ】

- | |
|--|
| 1. 定期的に交流や連携を図っている他団体がある |
| 2. 定期的ではないが、交流や連携を図っている他団体がある |
| 3. 交流や連携を図っている他団体はない → (問9は飛ばして、問10にお進みください) |

問9 問8で「1」又は「2」に○をつけた団体にお伺いします。日ごろ交流や連携を図っている他団体はどのような団体ですか。【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 自治会 | 10. 地域包括支援センター |
| 2. 民生委員・児童委員 | 11. 在宅介護支援センター |
| 3. 老人クラブ | 12. 子育て支援関係機関・団体 |
| 4. 子ども会 | 13. ボランティア団体 |
| 5. 学校・PTA | 14. NPO 法人 |
| 6. 市社会福祉協議会 | 15. 社会福祉法人 |
| 7. 地区社会福祉協議会 | 16. 企業・商店 |
| 8. 医療機関 | 17. その他 () |
| 9. 障害者生活支援センター | |

問10 問8で「3」に○をつけた団体にお伺いします。今後、他団体（行政を除く）との交流や連携を図っていききたいですか。【○は1つだけ】

- | |
|----------------------|
| 1. 交流や連携を図っていききたい |
| 2. 今後も交流や連携を図るつもりはない |
| 3. その他 () |

問 11 貴団体は、日ごろの活動業務において必要な情報をどこから得ていますか。

【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| 1. 隣近所 | 7. 障害者生活支援センター |
| 2. 市役所や区役所の窓口 | 8. 医療機関 |
| 3. 市の広報紙、ホームページ | 9. 民生委員・児童委員 |
| 4. 社会福祉協議会の窓口、広報紙、ホームページ | 10. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ |
| 5. 地域包括支援センター、ケアマネジャーやホームヘルパー | 11. インターネット |
| 6. 在宅介護支援センター | 12. その他 () |
| | 13. 特にない |

問 12 貴団体は、市の子ども、高齢者、障害のある方などの福祉に関する情報を入手できていますか。【○は1つだけ】

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 入手できている | 3. ほとんど入手できていない |
| 2. ほぼ入手できている | |

問 13 市からの情報の入手について、どのように感じていますか。

【○はあてはまるものすべて】

- | |
|---|
| 1. 情報量が少ない |
| 2. 情報伝達が遅い |
| 3. 情報の内容がわかりにくい |
| 4. 視覚障害のある方への音声コードなど、適切な媒体を通しての情報提供が少ない |
| 5. どこで情報を入手すればよいかわからない |
| 6. その他 () |
| 7. 特に問題は感じていない |

問 14 さいたま市では、区役所の相談窓口や社会福祉協議会、地域の民生委員・児童委員、地域包括支援センター等において福祉相談に対応しています。貴団体では、現在の相談支援体制は十分だと思いますか。【○は1つだけ】

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 十分だと思う → (問 16 へ) | 3. わからない → (問 16 へ) |
| 2. 足りないと思う | |

問 15 問 14 で「2」に○をつけた方にお伺いします。どのようなことが足りないと思いますか。【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 気軽に相談できる場所がない | 4. 専門的に相談できる場所がない |
| 2. 近くに相談できる場所がない | 5. どこに相談したらよいかわからない |
| 3. 総合的に相談できる場所がない | 6. その他 () |

3. 社会福祉協議会についてお伺いします。

※貴団体が地区社会福祉協議会の場合は、問 16 から問 19 までの回答は不要です。

問 16 から問 19 までは飛ばして、問 20 にお進みください。

問 16 地域福祉を推進し、社会福祉への住民参加を促し意識の高揚を図るための諸活動を行う「社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会」があります。貴団体はこの組織をご存知ですか。【○は1つだけ】

1. 名前も活動の内容もよく知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない
3. 名前も活動の内容もよく知らない

問 17 貴団体は、「社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会」に、特にどのようなことを期待しますか。【○は3つまで】

1. 住民同士の助け合いの仕組みづくりとその充実
2. ボランティア活動やNPO活動など、市民活動への支援
3. 児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実
4. 福祉課題の把握とサービスの企画・実施
5. 福祉に関する相談の受付と情報提供
6. 高齢者や障害者が福祉サービスを利用する場合の支援
7. 成年後見に関する相談や法人後見、市民後見人の養成などの成年後見に関する事業
8. 介護保険サービスなどの公的な福祉サービスの充実
9. 既存の制度ではカバーできない課題に対する福祉サービスの充実
10. 子どもや子育てに対する支援
11. 福祉に関する情報発信
12. 福祉に関する学習や講習、後援会などの開催
13. 福祉団体や福祉関係機関への支援
14. 福祉人材の養成・研修の実施
15. 災害時の福祉支援活動
16. その他 ()
17. 特に期待することはない

問 18 住民の主体的な福祉活動により各地域の特色を活かした事業を展開し、福祉コミュニティづくりのための基礎組織として、「社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会」とは別に、市内に52の「地区社会福祉協議会」があります。貴団体はこの組織をご存知ですか。【○は1つだけ】

1. 名前も活動の内容もよく知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない
3. 名前も活動の内容もよく知らない

問 19 貴団体は、「地区社会福祉協議会」に、特にどのようなことを期待しますか。

【○は3つまで】

1. 住民同士の助け合いの仕組みづくりとその充実
2. ボランティア活動やNPO活動など、市民活動への支援
3. 児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の充実
4. 福祉課題の把握とサービスの企画・実施
5. 福祉に関する相談の受付と情報提供
6. 既存の制度ではカバーできない課題に対する福祉サービスの充実
7. 子どもや子育てに対する支援
8. 福祉に関する情報発信
9. 福祉に関する学習や講習、後援会などの開催
10. 福祉団体への支援や育成
11. その他（)
12. 特に期待することはない

4. 地域の生活課題についてお伺いします。

問 20 日ごろの活動・業務を通じて感じている地域の課題には、どのようなことがありますか。【〇はあてはまるものすべて】

1. 地域の人たちのつきあい方
2. 地域文化の伝承
3. 異なる世代との交流
4. 障害のある人や高齢者が暮らしやすい環境づくり
5. 道路や住宅の整備
6. 雇用・労働環境
7. ゴミ屋敷・空き家
8. 在宅高齢者の介護、見守りや生活支援
9. 少子化・高齢化
10. 高齢者の社会参加や生きがいつくり
11. 子どもの遊び場づくり
12. 子どものしつけや教育、子育てに関する支援
13. 母子家庭や父子家庭の支援
14. 障害者の生活支援
15. 子どもや高齢者への虐待、配偶者への暴力（ドメスティック・バイオレンス）
16. 医療について
17. 地域活動を行う人材不足
18. その他（)

問 21 大地震などの災害に備えて、地域でどのような備えが必要だと思いますか。（防災用品の備えを除く。）【〇は3つまで】

1. 隣近所での避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく
2. 隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い
3. 高齢者や障害者などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備
4. 災害時に役立つ専門技術や知識をもつ人材の育成
5. 防災教育・訓練の実施
6. 心肺蘇生法、応急手当などの救命講習会の開催
7. 地域の行事などでの防災意識の啓発
8. その他（)
9. 特に備えは必要ない

5. ケアラーについてお伺いします

問 22 あなたは「ケアラー」(※)という言葉を知っていますか。【○は1つだけ】

1. 言葉も内容も知っている
2. 言葉は知っていたが、内容までは知らない
3. 言葉も内容も知らない → (問23は飛ばして、問24にお進みください)

※「ケアラー」

高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。(出典：埼玉県ケアラー支援条例)

問 23 問 22 で「1」または「2」と答えた方に伺います。あなたは「ケアラー」という言葉をどこで知りましたか。【○はあてはまるものすべて】

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 友人・知人・同僚・家族から | 5. SNS (Twitter・Facebook等) |
| 2. 新聞・雑誌 | 6. 市の広報等 |
| 3. テレビ・ラジオ | 7. 講演会等 |
| 4. インターネット (ホームページ・ブログ) | 8. その他 () |

問 24 あなたは「ヤングケアラー」(※)という言葉を知っていますか。
【○は1つだけ】

1. 言葉も内容も知っている
2. 言葉は知っていたが、内容までは知らない
3. 言葉も内容も知らない → (問25は飛ばして、問26にお進みください)

※「ヤングケアラー」

ケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。(出典：埼玉県ケアラー支援条例)

問 25 問 24 で「1」または「2」と答えた方に伺います。あなたは「ヤングケアラー」という言葉をどこで知りましたか。【○は1つだけ】

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 友人・知人・同僚・家族から | 5. SNS (Twitter・Facebook等) |
| 2. 新聞・雑誌 | 6. 市の広報等 |
| 3. テレビ・ラジオ | 7. 講演会等 |
| 4. インターネット (ホームページ・ブログ) | 8. その他 () |

問 26 貴団体での活動の中で、身近にケアラーと思われる人はいますか。
【○は1つだけ】

- | | |
|--------|----------|
| 1. いる | 3. わからない |
| 2. いない | |

問 27 貴団体での活動の中で、身近にヤングケアラーと思われる人はいますか。

【〇は1つだけ】

- | | |
|--------|----------|
| 1. いる | 3. わからない |
| 2. いない | |

問 28 あなたは、身近で困っているケアラー又はヤングケアラーの方がいた場合、どこに相談したらよいか知っていますか。【〇は1つだけ】

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

6. 今後の地域福祉についてお伺いします。

問 29 地域課題に取り組むための地域の担い手を増やすには、どのようにしたらよいとお考えですか。【〇はあてはまるものすべて】

- | |
|---|
| 1. 小・中学生、 高校生 が、地域福祉について関心を深めるための福祉教育の推進 |
| 2. 住民が、地域福祉について関心を深めるための学習の推進 |
| 3. ボランティア、市民活動団体（NPO法人など）の育成・支援（情報の提供など） |
| 4. 住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするための、ボランティア・市民活動団体（NPO法人など）などの紹介や、行事などの開催 |
| 5. 豊富な経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用 |
| 6. 地域における高校・大学との連携 |
| 7. 商店、企業などの、地域の担い手としての取組の紹介 |
| 8. その他
（

） |
| 9. わからない |

問 30 福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）について、主にどのように行うべきだと思いますか。【○は1つだけ】

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 学校教育・社会教育の中で学ぶ | 5. 特に必要はない |
| 2. 家庭の中で学ぶ | 6. その他 |
| 3. 地域の活動などを通じて学ぶ | () |
| 4. 生活していく中で自然に身につく | 7. わからない |

問 31 今後、市が取り組むべき施策は、どれを優先して充実すべきだと思いますか。【○は3つまで】

- | |
|--|
| 1. 福祉に関する情報提供や意識啓発 |
| 2. 学校や地域での福祉教育の充実 |
| 3. 地域福祉活動を推進する人材の育成 |
| 4. NPOやボランティア活動の参加促進や支援 |
| 5. 住民同士が気軽に立ち寄れる交流の場・機会の提供 |
| 6. 住民がともに支えあう仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助けあう組織） |
| 7. 身近なところでの相談窓口の充実 |
| 8. 高齢、障害など分野を問わない包括的な相談窓口の充実 |
| 9. 生活困窮者の自立支援 |
| 10. サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み |
| 11. 災害時の避難に支援の必要な人への対策 |
| 12. 福祉のまちづくりの普及、推進 |
| 13. その他 () |
| 14. わからない |

問 32 住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるために、どのようなことを行う必要があると思いますか。【○は2つまで】

- | |
|---|
| 1. 地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと |
| 2. 同じ立場にある人同士が力をあわせること |
| 3. 支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること |
| 4. 地域の自治会・町内会・区等の活動や地区社会福祉協議会、ボランティア活動への参加をうながすこと |
| 5. 地域で活動するさまざまな団体相互の交流を進めること |
| 6. その他 () |
| 7. わからない |

◆ともに支えあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりについて、ご意見等がございましたらご自由にお書きください。

以上で質問は終わりです。お忙しいところ、たくさんの質問に答えていただきまして、本当にありがとうございました。

この回答用紙を返信用封筒に入れ、切手を貼らずに●月●●日(●)までに、郵便ポストにご投函ください。